

議案第 4 4 号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 3 年 9 月 1 日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）等の一部改正に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和３８年大口町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第３４９条の３第９項から第１１項まで」を「第３４９条の３第１０項から第１２項まで」に、「、第２７項、第２９項又は第３１項から第３３項まで」を「又は第２８項」に改める。

附則第１２項中「、第９項、第２３項、第２６項、第３０項、第３１項、第３３項から第３６項まで、第３８項、第４０項、第４１項、第４３項若しくは第４６項」を「、第６項、第１６項、第２２項から第３０項まで、第３２項、第３５項若しくは第３７項」に、「第３１項から第３３項まで」を「第２８項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成２３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成２２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 略</p> <p>附 則</p> <p>12 法附則第15条第1項、<u>第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第35項若しくは第37項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格(法第349条の3第9項から第11項まで、第23項、第24項、第26項、<u>第27項、第29項又は第31項から第33項までの規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額</u>)をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3及び4 略</p> <p>附 則</p> <p>12 法附則第15条第1項、<u>第9項、第23項、第26項、第30項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第31項から第33項まで」とあるのは「若しくは第31項から第33項まで又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p>